厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

テレワークを活用する企業・労働者の皆さまへ

# テレワークにおける適切な労務管　の　の

# INDEX


はじめに

テレワークについて

労働基準関係法令の適用及び留意点等

労働　関　の適用

労働　の適用に関する

労働　の

労働時間　の適用　7

時間の　いに　い

時間　労働の労働時間　に　い

時間労働　に　い

労働　の適用

関　の適用

の　の

労働　の　に関する

その他テレワークの制度を適切に導入及び実施するに当たっての注意点

テレワークを行う労働者の自律

テレワークの導入･実施に関する資料集

▶「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」の主なポイント（抜粋）　7

▶Q&A　い　る　抜　時間に　い

▶　ラ　時の　に　い

▶　ラ　「　間」　す

# めに

労働者が情報通信技術を利用して行う事業場外勤務（このガイドラインでは「**テレワーク**」といいます。）は、時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方であることから、子育て、介護と仕事の両立手段となるとともに、ワーク・ライフ・バランスに資することができ、多様な人材の能力発揮が可能となります。

その一方で、テレワークを行う上での問題や課題等として、企業側からは「労働時間の管理が難しい」等が、労働者側からは「仕事と仕事以外の切り分けが難しい」、「長時間労働になりやすい」等の点がそれぞれ挙げられています。（※）

特に労働時間の管理や長時間労働の問題については、働き方改革実行計画（平成29年3月28日働き方改革実現会議決定）においても、テレワークが長時間労働につながるおそれがあることが指摘されています。

こうしたことから、テレワークにおける適切な労務管理の実施は、テレワークの普及の前提となる重要な要素であるため、本ガイドラインにおいてその留意すべき点を明らかにしたものです。

使用者の方、企業等の人事労務管理担当者の方はもとより、実際にテレワークを実施する労働者の方も、このガイドラインを理解いただいた上で、テレワークを導入・実施することが重要です。

27

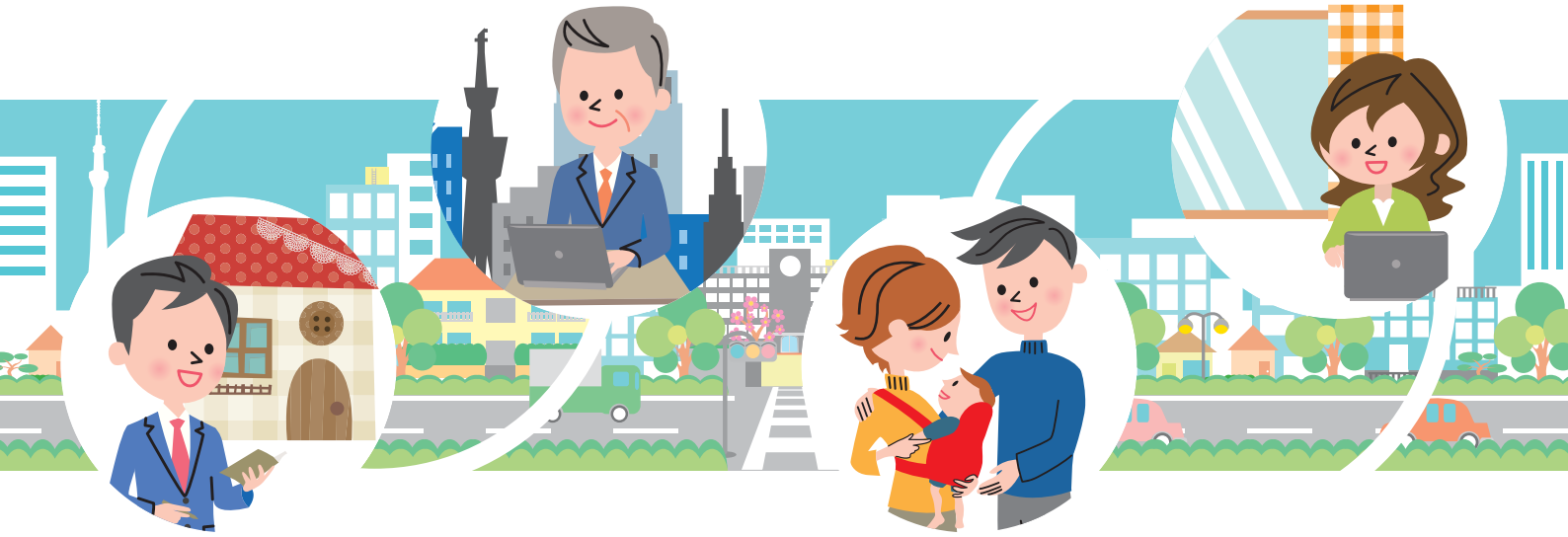

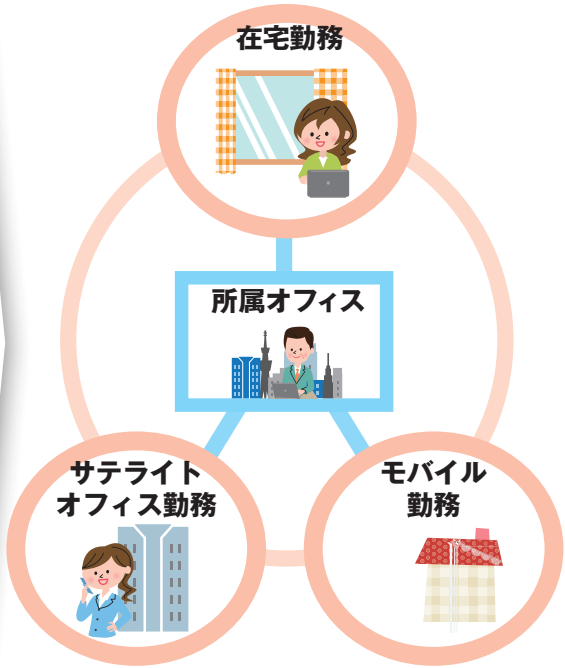
在宅勤務
所属オフィス
サテライト
オフィス勤務
モバイル
勤務

# の

テレワークには、メリットがある一方で、以下のデメリットや問題・課題が挙げられています。

テレワークのデメリット（労働者調査）

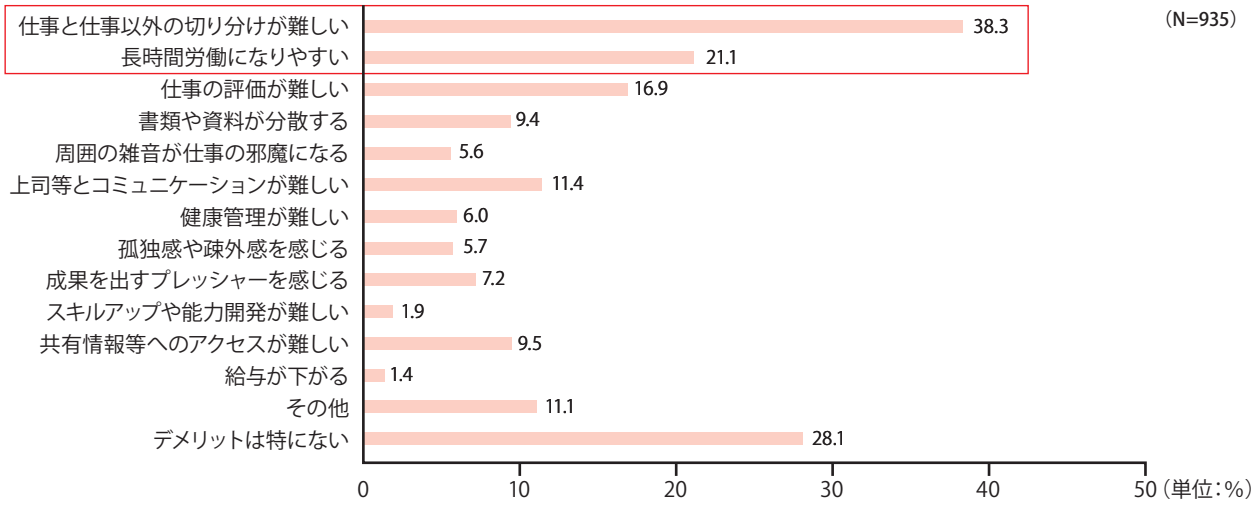


テレワーク実施の問題・課題（企業調査）

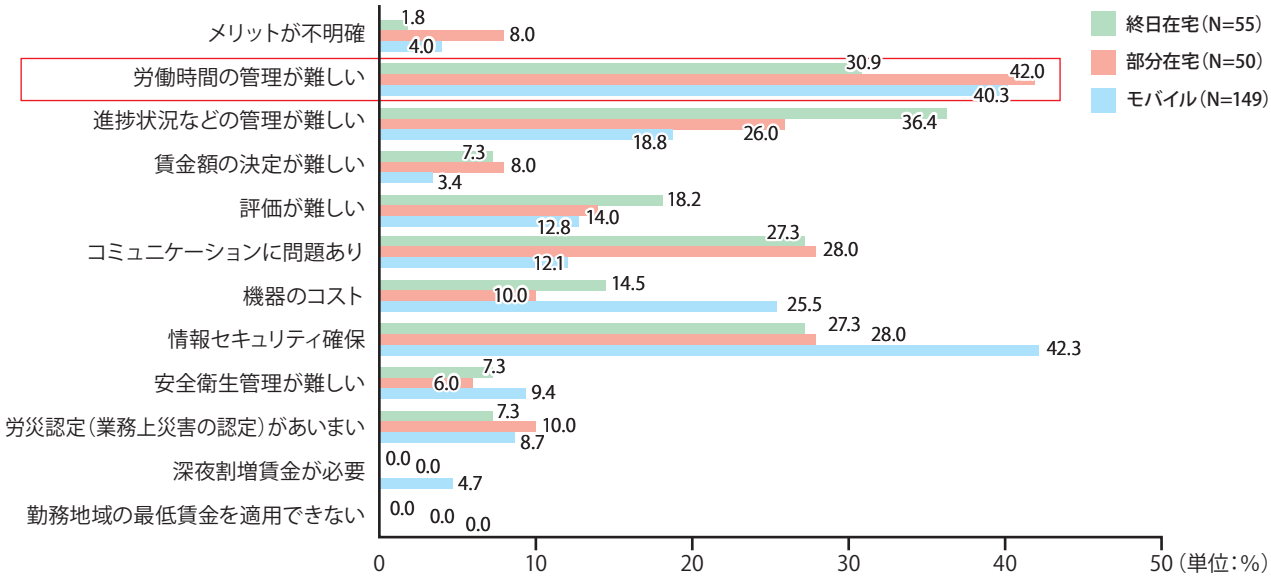


【平成27年 JILPT　情報通信機器を利用した多様な働き方の実態に関する調査より】

これらのテレワーク実施時の課題等を解決するために、本ガイドラインを理解いただいた上で、
テレワークにおいても適切な労務管理を実施しましょう。
次のページから、ガイドラインの内容について詳しく紹介します。

# 労働基準関係法令の適用及び留意点等

## 1 労働　　関　　の適用

労働基準法上の労働者については、テレワークを行う場合においても、労働基準関係法令が適用されます。

- 労働基準法（昭和22年法律第49号）
- 最低賃金法（昭和34年法律第137号）
- 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）
- 労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）

など

よって、テレワーク実施時においても、これらの法令を遵守する必要があります。

## 2 労働　　の適用に関する

### 2-1 労働条件の明示

15　　22　　23　5　1　1 3

| | |
|---|---|
| 労働者がテレワークを行うことを予定している場合 | 自宅やサテライトオフィス等、テレワークを行うことが可能である就業の場所を明示することが望ましい |
| 労働者が専らモバイル勤務をする場合等、業務内容や労働者の都合に合わせて働く場所を柔軟に運用する場合 | 就業の場所についての許可基準を示した上で、「使用者が許可する場所」といった形で明示することも可能 |

5　1　2

## 2-2　労働時間制度の適用と留意点

### 2-2-1

1

41

29　1　20

### 「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」の主なポイント（抜粋）

**【労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置】**

- 
- 1

IC

2

36

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/roudouzikan/070614-2.html

2

## ▶ いわゆる中抜け時間について

中抜け時間について、使用者が業務の指示をしないこととし、労働者が労働から離れ、自由に利用することが保障されている場合

- 休憩時間
- 時間単位の年次有給休暇

### テレワーク時の中抜けの取扱例

● 通常の労働時間（始業時刻9:00／終業時刻18:00／休憩12:00～13:00（1時間）の場合）

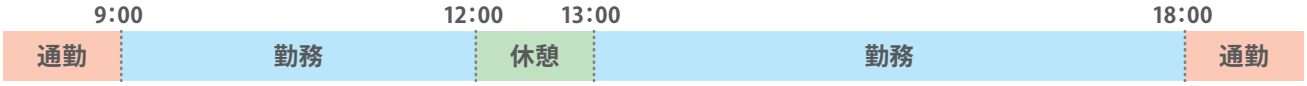


● 在宅勤務を実施する場合

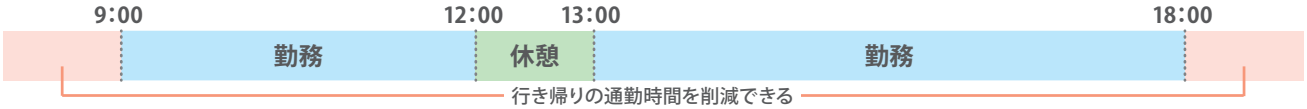


● いわゆる中抜けをする場合

休憩時間として扱い、終業時刻を繰り下げる場合 ← 始業・終業時刻の変更が行われる旨、就業規則に記載が必要

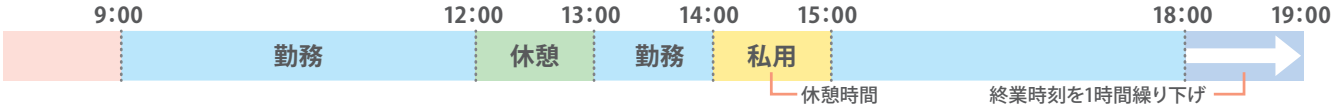


時間単位の年次有給休暇として取り扱う場合 ← 労使協定の締結が必要

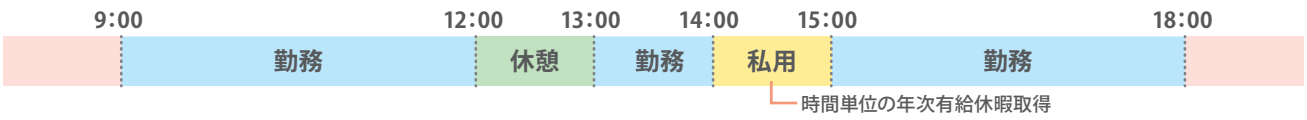

として取り扱うことが可能

## 事業場外みなし労働時間制適用の要件2

**時使用者の　　な　　に　　い　　いない**

**以上の2つの要件を満たさなければ、**
**テレワークにおいて、**
**「使用者の具体的な指揮監督が及ばず、労働時間を算定することが困難」**
**とは判断されませんので、ご注意ください。**

38　　2　1

38　　2　1

## 「当　業務の　行に通　　要とされる時間」については･･･

38　2　2　　3

・当　事業場内の労働時間と「当　業務の　行に通　　要とされる時間」とを　　た時間が労働時間となること
・このため事業場内の労働時間については、7ページに示したとおり、「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」に基づき適切に把握しなけれ　ならないこと

に留意が　要です。

2-2-3

**専門業　　労働制　　業　　労働制**

## 裁量労働制の定義

| | 専門業務型裁量労働制〔労働基準法第38条の3〕 | 企画業務型裁量労働制〔労働基準法第38条の4〕 |
|---|---|---|
| 対象 | **専門性が高い業務に従事する労働者**<br>（例）・新商品や新技術の研究開発　・情報処理システムの設計、<br>・人文科学や自然科学の研究　コピーライター、新聞記者等<br>（厚生労働省令及び大臣告示で規定） | **事業の運営に関する事項についての企画、立案、調査及び分析の業務に従事する労働者**<br>（例）・企業の企画部門で経営環境を調査分析し、経営計画を策定する労働者 |
| 労働時間 | **労使協定で定めた時間を労働したものとみなす。** | **労使委員会の決議で定めた時間を労働したものとみなす。** |
| 手続 | **労使協定（※）において、以下の事項を定め、労基署へ届出。**<br>・その事業場で対象とする業務　・対象労働者の健康・福祉確保措置<br>・みなし労働時間　・対象労働者の苦情処理措置<br>※使用者と、過半数労働組合または過半数代表者との協定 | **事業場毎に労使委員会を設置し、以下の事項を決議（4/5以上の多数決）し、労基署へ届出。**<br>・その事業場で対象とする業務　・対象労働者の苦情処理措置<br>・対象労働者の範囲　・本人同意を得ること及び不同意の<br>・みなし労働時間　労働者に対する不利益取扱いの<br>・対象労働者の健康・福祉確保措置　禁止　等<br>（6か月に１回労基署に定期報告） |

注）　法定労働時間を超過するみなし労働時間を設定する場合、通常の労働時間制の場合と同様、「36協定の締結及び届出が必要」かつ「時間外割増賃金の支払いが必要」となる。

## 2-3　休憩時間の取扱いについて

34　2

34

8

9

### コラム　テレワーク勤務時の休憩について

1　6　45　8

60

（※）運輸交通業、商業、金融・広告業、映画・演劇業、通信業、保健衛生業、接客娯楽業及び官公署

## 2-4　時間外・休日労働の労働時間管理について

**テレワークについて、**

| | |
|---|---|
| 実労働時間や　なされた労働時間が<br>法定労働時間を　　る場合<br>や<br>法定　日に労働を行　　る場合 | 36 |
| 現実に　　に労働した場合 | |

**となります**（労働基準法第36条及び第37条）。

このようなことから、テレワークを行う労働者は、業務に　事した時間を日報等において
し、使用者はそれをもって当　労働者に係る労働時間の　　の適切な把握に　め、　要に
じて労働時間や業務内容等について　　すことが望ましいです。

16　　17

# 3　時間労働　　に　い

7

テレワークに　る　時間労働等を　　法　しては　　の　うな　法　　す

1 の

2 の

時間　　3 労働の　の

時間労働　　4 労働者　の

## 1 メール送付の抑制

## 2 システムへのアクセス制限

## 自宅等でテレワークを行う際の作業環境整備

**部屋** 設備の占める容積を除き、**10㎥以上の空間**

（参考条文：事務所衛生基準規則第2条）

**照明** ・机上は**照度300ルクス以上**とする

（参考条文：事務所衛生基準規則第10条）

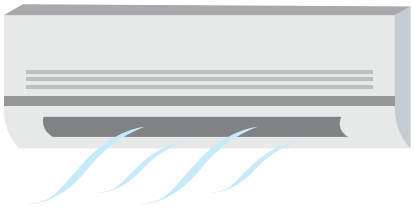

・気流は0.5m/s以下で直接、継続してあたらず
**室温17℃～28℃**
**相対湿度40%～70%**
となるよう努める

（参考条文：事務所衛生基準規則第5条）

**窓**

・窓などの換気設備を設ける
・ディスプレイに太陽光が入射する場合は、窓にブラインドやカーテンを設ける

（参考：事務所衛生基準規則第3条、情報機器作業における労働衛生管理のためのガイドライン）

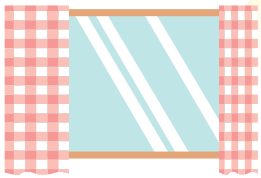

**椅子**

・安定していて、簡単に移動できる
・座面の高さを調整できる
・傾きを調整できる背もたれがある
・肘掛けがある

（参考：情報機器作業における労働衛生管理のためのガイドライン）

・ディスプレイは**照度500ルクス以下**で、輝度やコントラストが調整できる
・キーボードとディスプレイは分離して位置を調整できる
・操作しやすいマウスを使う

（参考：情報機器作業における労働衛生管理のためのガイドライン）

**その他** **作業中の姿勢や、作業時間にも注意しましょう！**

・椅子に深く腰かけ背もたれに背を十分にあて、足裏全体が床に接した姿勢が基本
・ディスプレイとおおむね40cm以上の視距離を確保する
・情報機器作業が過度に長時間にならないようにする

（参考：情報機器作業における労働衛生管理のためのガイドライン）

情報機器作業とは、パソコンやタブレット端末等の情報機器を使用して、データの入力・検索・照合等、文章・画像等の作成・編集・修正等、プログラミング、監視等を行う作業です。

# 5 労働　　の　　に関する

事例

労働時間に　　ン
いたが トイ　に　　ため
た　　に　　に
た
に　する　に
が　　に
る の　め　ないため
め　る

**個別の事案については、管轄の都道府県労働局・労働基準監督署にご相談ください。**

**【都道府県労働局、労働基準監督署所在地一覧（厚生労働省ホームページ）】**
**https://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/**

**厚生労働省ホームページ（　　）**
ーム　労働　について　所　内　労働　（労働基準　、　業　定所）所　ー

適用に関する留意点のほかに、テレワーク制度を適切に導入、
注意いただきたい点は以下のとおりです。

## 労使　　の　　の

◆ 導入の目的　　◆ 労働者の範囲
◆ 対象となる業務　　◆ テレワークの方法　など

実際にテレワークを行うか　かは本人の意　によることとすべき

## の　　い

制度及び　　制度を
明　にする

特に、業績評価や人事管理に関して、テレワークを行う労働者について通常の労働者と異なる取扱いを行う場合 → あらかじめテレワークを選択しようとする労働者に対して当該取扱いの内容を説明することが望ましい

いつまでに何をするといった形で、仕事の成果に重点を置いた評価を行う場合 → 評価者に対して、労働者の勤務状況が見えないことのみを理由に不当な評価を行わないよう注意喚起することが望ましい

テレワークの場合であっても事業場での勤務と同様の評価が可能なため

89

# の
# に　する　用　　の　　い

に　　る　用の

・テレワークに要する通信費
・情報通信機器等の費用負担
・サテライトオフィスの利用に要する費用
・専らテレワークを行い事業場への出勤を要しないとされている労働者が事業場へ出勤する際の交通費
など

め労使　に　　い　　に め　　が　　い

・労使のどちらが負担するか
・使用者が負担する場合における限度額
・労働者が請求する場合の請求方法　　など

89　5

## の　　い

OJT

務　が　成している「テレワーク　　ティガイドライン」

27

89　7

# テレワークの導入・実施に関する資料集

## テレワークの導入･実施に　つ　を　し す

### ● テレワーク相談センター

3

[ コンサルティング内容 ]

‹ テレワーク　定の　に関すること ‹ テレワーク時の労働時間管理に関すること　な

TEL：0120-91-6479　メール：sodan@japan-telework.or.jp

URL：https://www.tw-sodan.jp/　テレワーク　ンター

### ● 東京テレワーク推進センター

TEL：0120-970-396　メール：suishin@japan-telework.or.jp

URL：http://www.hataraku.metro.tokyo.jp/madoguchi/telework-center/　テレワーク推進　ンター

TOKYO

URL：https://tokyo-telework.jp/center/

### ● 厚生労働省ホームページ　テレワーク普及促進関連事業

URL：https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/shigoto/telework.html

https://www.mhlw.go.jp/index.html

## ● 時間外労働等改善助成金（テレワークコース）

URL：https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/jikan/syokubaisikitelework.html

テレワーク　ース

## ● テレワーク推進企業等厚生労働大臣表彰（輝くテレワーク賞）

URL：https://kagayakutelework.jp/　くテレワーク

## ● テレワーク宣言応援事業

URL：https://www.sengen7.com/　テレワーク　　事業

## ● 総務省　テレワークセキュリティガイドライン（第4版）

2018　4

URL：http://www.soumu.go.jp/main_content/000560571.pdf　テレワーク　　ティガイドライン

---

## ○テレワークにおける適切な労務管理のための ガイドラインの本文をお読みになりたい方はこちらから

URL：https://www.mhlw.go.jp/content/000545678.pdf

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare